

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者及び障害者の福祉の向上を図るため、成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援事業の対象者は、判断能力が不十分であるために日常生活に支障をきたしている高齢者、知的障害者及び精神障害者のうち、上富良野町に住所を有する者（上富良野町に住所を有しないが、町長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項及び第4項に定める支給決定をした者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に定める町が行う介護保険の被保険者を含む。以下「対象者」という。）とする。

(支援の種類)

第3条 支援事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号、以下「法」という。）で定める成年後見審判（法第7条）、成年補佐審判（法第11条。法第13条第2項の規定に基づく保佐人の同意権の拡張する旨の審判及び法第876条の4第1項の規定に基づく保佐人に代理権を付与する旨の審判を含む。）及び成年補助審判（法第15条第1項。法第17条第1項の規定に基づく補助人に同意権を付する旨の審判及び法第876条の9第1項の規定に基づく補助人に代理権を付与する旨の審判を含む。）の申立て等に関する指導、助言及び申立て費用の助成。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、町長が家庭裁判所に対して行う審判の申立て（以下「町長申立て」という。）及び当該申立てに要する費用の負担。
- (3) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条及び別表第1第13項、第31項又は第50項の規定に基づき家庭裁判所が決定した成年後見人、保佐人若しくは補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）に係る報酬に対する助成

(申立てに係る調査)

第4条 町長は、支援事業を行うに当たりその必要性を判断するため、対象者について、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 対象者の判断能力の程度
- (2) 対象者の健康、経済状態及び生活状況
- (3) 対象者の二親等内の親族（以下「親族等」という。）の有無及び当該親族等による対象者の保護の可能性並びに審判の申立てを行う意思の有無
- (4) 対象者の成年後見登記の有無及び種類
- (5) その他町長が確認を必要とする事項

(町長申立て)

第5条 町長は、前条の規定に基づく調査を実施した結果、支援事業を行うことが対象者の福祉の向上に不可欠であると判断し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長申立てをすることができる。

- (1) 対象者に配偶者又は二親等内の親族がいないとき

- (2) 親族等のいずれもが、音信不通である、判断力に欠ける又は介入を拒否しているなどの理由により、親族等による審判の申立てが見込めないとき
- (3) 親族等又はその代表者から、審判の申立てをしないことを文書により町長に申し出たとき
- (4) 親族等による対象者への虐待の事実があるとき

2 前項の規定に関わらず、対象者の三親等又は四親等の親族で審判の申立てを行う者の存在が明らかなきときは、町長申立ては行わないものとする。

3 町長申立てに係わる手続きは、家庭裁判所の定めるところにより行うものとする。

(申立て費用の負担)

第6条 町長は、第3条第2号の規定に基づく費用として、収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料を負担するものとする。

2 町長は、前項の規定により負担した費用について、町長申立てと併せて非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定に基づく費用負担を命ずる審判の申立てを行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、費用負担を命ずる審判の申立てを行わないことができる。

- (1) 対象者が当該費用を負担することが困難であると町長が認め、かつ、当該費用を負担すべき特別の事情のある第三者がいないことが明らかであるとき
- (2) 当事者が生活保護世帯であるとき

3 町長は、前項の規定に基づく費用負担の命令があったときは、その費用負担の命令を受けた者に対し、当該費用を求償するものとする。

(申立て費用の助成)

第7条 第3条第1号に掲げる申立て費用の助成は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 対象者が当該費用を負担することが困難であると町長が認め、かつ、当該費用を負担すべき特別の事情のある第三者がいないことが明らかであるとき
- (2) 当事者が生活保護世帯であるとき

2 助成する額は、申立てに要した費用のうち、次の表に掲げる区分に応じて算出した額の合計額とする。

区 分		補助額
申立て費用	収入印紙代、郵便切手代、登記嘱託料	費用の全額
	診断書料及び精神鑑定料	費用の全額。ただし、100,000円を上限とする。
	書類の作成料	司法書士等による代行を行った場合は、その費用の1/2。ただし、30,000円を上限とする。

(後見報酬に対する助成)

第8条 第3条第3号に掲げる後見報酬に対する助成は、対象者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合に限り、行うものとする。

2 後見報酬助成額は、家庭裁判所による審判において決定された後見報酬の額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 対象者が施設等に入所している場合又は病院等に長期入院している場合若しくは入所又は長期入院に準じる者として町長が別に定める場合 月額18,000円
- (2) 前号に定める以外の場合 月額28,000円

(助成金の申請等)

第9条 申立て費用又は報酬の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上富良野町成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 成年後見人等の選任の申立てに係る申立書の写し
- (2) 公的年金等の源泉徴収票、その他申請者の収入状況がわかる書類
- (3) 財産目録の写しその他申請者の財産状況がわかる書類
- (4) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する記載登記事項証明書又はその写し
- (5) 報酬付与の審判書又はその写し（報酬の助成申請の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 申立て費用又は後見報酬の助成の申請は、対象者又は代理人として成年後見人等が行うものとする。

3 町長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、かつ、第4条に規定する調査の結果を考慮した上で助成の可否を決定し、上富良野町成年後見制度利用支援事業助成決定（却下）通知書（様式第2号）により代理人に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、その決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

上富良野町長 様

上富良野町長

印

上富良野町成年後見制度利用支援事業助成金決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました上富良野町成年後見制度利用支援事業助成について、次のとおり決定しましたので、通知します。

申請者氏名		
成年後見人等氏名		
申請年月日	年 月 日	
決定年月日	年 月 日	
助成の種類	<input type="checkbox"/> 成年後見人申立て費用 <input type="checkbox"/> 成年後見人報酬 <input type="checkbox"/> 保佐人申立て費用 <input type="checkbox"/> 保佐人報酬 <input type="checkbox"/> 補助人申立て費用 <input type="checkbox"/> 補助人報酬	
決定内容	<input type="checkbox"/> 助成	決定内容
	<input type="checkbox"/> 却下	却下理由

※この決定について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に上富良野町長に対して異議申立てをすることができます。

※決定後の申立て費用及び成年後見人等の報酬助成の支払いについては、関係書類（費用や報酬の支払いが確認できる書類）を添付し、請求してください。